

## 門真市高齢者等緊急通報装置貸与要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、高齢者（おおむね65歳以上の者をいう。）及び重度身体障害者（以下「高齢者等」という。）に対し、簡単な操作により第三者に通報することができる緊急通報装置を貸与することにより、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、もって、高齢者等の福祉の増進に資することを目的とする。

### (対象者)

**第2条** 緊急通報装置の貸与を受けることができる者は、本市に居住する病弱者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり暮らしの高齢者
- (2) 高齢者のみの世帯に属する者
- (3) ひとり暮らしの重度身体障害者
- (4) 重度身体障害者のみの世帯に属する者
- (5) その他福祉事務所長（以下「所長」という。）が必要と認めた者

### (申請)

**第3条** 緊急通報装置の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、門真市高齢者等緊急通報装置貸与申請書（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請に際しては、近隣の縁者、知人又は民生委員のうちから緊急時の通報先となる同意書（様式第2号）を添付しなければならない。

### (決定)

**第4条** 所長は、前条の申請書を受理したときは、緊急通報装置の貸与の可否を決定し、その旨を門真市高齢者等緊急通報装置貸与決定・却下通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

### (費用の負担)

**第5条** 前条の規定により貸与決定を受けた者又はその者の属する世帯の生計中心者（以下「利用者」という。）は別表に定めるところによりその貸与に要する費用を負担（以下「負担額」という。）しなければならない。

- 2 所長は、毎年7月1日を基準として別表に定めるところにより負担額を決定し、

門真市高齢者等緊急通報装置負担額決定通知書（様式第4号）により利用者に通知するものとする。ただし、負担額に変更が生じない場合は、この限りでない。

- 3 負担額は、緊急通報装置の利用月ごとに、その利用した月分の負担額を翌月末までに利用者が直接業者に支払うものとする。ただし、月の途中においては、開始月については無料とし、終了月及び開始月と終了月が同月の場合は1月分とする。

（機器の管理等）

**第6条** 利用者は、緊急通報装置を他の目的に使用し、又は第三者に譲渡し、貸与し、若しくは担保に供してはならない。

- 2 利用者は、緊急通報装置を毀損し、又は亡失したときは、直ちに所長に届け出し、修理又は弁償が、必要な場合は、利用者が負担するものとする。

（緊急通報装置の貸与に関する事務において利用する特定個人情報）

**第7条** 緊急通報装置の貸与に関する事務において利用する特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 高齢者又は当該高齢者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報（門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年門真市条例第27号。以下「番号条例」という。）別表第3第1号の表の第2の項に規定する住民票関係情報をいう。）
- (2) 高齢者又は当該高齢者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報（当該情報を利用することについて本人から同意を得たものに限る。）
- (3) 高齢者に係る生活保護関係情報（番号条例別表第2第1号の表の第1の項に規定する生活保護関係情報をいう。）

（細目）

**第8条** この要綱に定めるものの他、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成3年3月1日から施行する。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 5 年 7 月 29 日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の門真市ひとり暮らし老人等緊急通報装置貸与要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以降に貸与の申請をし、貸与の決定を受けた利用者の費用負担額について適用する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の門真市高齢者等緊急通報装置給付要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以降に貸与の申請をし、貸与の決定を受けた利用者の費用負担額について適用する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の門真市高齢者等緊急通報装置貸与要綱別表の規定は、平成 20 年 5 月分以降の請求から適用し、同年 4 月分以前の請求については、なお従前の例とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の門真市高齢者等緊急通報装置貸与要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後の貸与の申請について適用し、同日前の貸与の申請については、なお従前の例とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の門真市高齢者等緊急通報装置貸与要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後の貸与の申請について適用し、同日前の貸与の申請については、なお従前の例とする。

#### **附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の門真市高齢者等緊急通報装置貸与要綱別表の規定は、平成 26 年 4 月分以降の請求から適用し、同年 3 月分以前の請求については、なお従前の例による。

#### **附 則**

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

| 利用者の世帯の階層区分 |                                                                                          | 利用者負担額      |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| A           | 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく被保護世帯（単級世帯を含む。）                                               | 自己負担なし      |
| B           | 生計中心者の当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額（4 月から 6 月までの申請者にあつては、前年度の市町村民税の所得割課税額。以下同じ。）が 49,500 円以下の世帯 | 自己負担なし      |
| C           | 生計中心者の当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が年額 49,500 円を超え 85,500 円以下の世帯                                | 負担額の 2 分の 1 |
| D           | 生計中心者の当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が年額 85,500 円を超える世帯                                           | 全額自己負担      |

備考 この表において「市町村民税の所得割課税額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定によって計算された市町村民税の所得割課税額をいう。ただし、市町村民税の所得割課税額を計算する場合には、同法附則第 5 条の 4 第 6 項の規定は適用しないものとする。